

「電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示案についての意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方
(意見募集期間：平成27年12月12日～平成28年1月15日)

【意見提出 2件】

No	意見提出者（順不同）	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	<p>特定実験試験局として使用可能な新たな周波数を追加する告示案に賛同いたします。</p> <p>今後、第5世代携帯電話の研究開発において、6GHz以上の高い周波数帯の伝搬特性や、超広帯域チャネルの伝送試験など、実験試験局を活用したフィールド試験がますます重要となります。</p> <p>第5世代携帯電話の研究開発を柔軟かつ効率的に行うため、更なる特定実験試験局用周波数の指定を希望いたします。</p> <p>実験条件（実験場所、出力等）に詳細な条件を課すこと、実験場所周辺で無線局を運用する既存免許人の同意を得ること等、さらに追加条件が課された場合でも、柔軟かつ効率的な実験試験局の開設が可能になると考えますので、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p> <p>総務省では、5G導入に向けた研究開発等の取組みを加速させるため、今後も特定実験試験局として使用可能な周波数の検討を行ってまいります。</p>	なし
2	個人	<p>関東総合通局管内において 「31.8GHz から 32.8GHz まで」及び「39.5GHz から 41GHz まで」 に対して大きな出力が許されているのが当方としては不安である。</p> <p>この理由が示されていないので用途は分からないが、通信の混線や、人体に対する影響の発生があるのではと危惧する。</p> <p>この不安から、問題が発生した場合は直ちにこの改正を巻き戻せるようにしていただきたいと思われた。</p>	<p>特定実験試験局用として告示する周波数帯は、基本的に他の無線局が存在しない周波数帯となります。</p> <p>また、特定実験試験局の開設に当たっては、周波数の使用は他の無線局の運用に妨害を与えないことを条件としています。</p> <p>電波の人体への影響に関しては、人体への影響を防ぐため電波防護指針を定めており、同指針に基づく電波法上の規定に特定実験試験局も従う必要があります。電波法</p>	なし

			<p>上の安全施設への適合性については、免許申請の際に登録検査等事業者による点検を行うこととされております。</p> <p>総務省では、今後人体への安全性に関する更なる研究等を行うことで、より安全で安心な電波利用に向けた環境整備を行ってまいります。</p>	
--	--	--	--	--